

第3次行革・第4次行革の取組進捗状況一覧

【行財政改革推進計画の進捗状況報告から一部内容を抜粋】

分類	第4次行革の取組項目		取組期間	目 標	取組状況及び実績 〔基準日：【第3次】令和3年3月31日 【第4次】令和5年3月31日〕 ただし、基準日が年度末でないものは、個別に記載
	施策の主な内容	取組項目（※ 第3次行財政改革推進計画での取組項目）			
1 積極的な財源確保					
	「ふるさと納税」の積極的な活用や抜本的な拡充を図り、まちづくりのための自主財源の確保に努め、「クラウドファンディング」や「企業版ふるさと納税」についても積極的に取り組みます。	1 「ふるさと納税 1 0 倍プロジェクト」の推進 ※第4節-8「ふるさと応援寄附金制度の推進」の継続	第 4 次	ふるさと納税:年30億円超 ふるさと納税件数:年130, 000件	・ふるさと納税: 1, 533, 105千円 ・ふるさと納税件数: 68, 057件
			第 3 次	ふるさと納税:年4億円	・ふるさと納税: 587, 794千円 ・ふるさと納税件数: 17, 112件
	用途の廃止、縮小、他施設への統廃合等により未利用となった施設の売却や有償貸付により、自主財源の確保に努めます。	3 未利用の市有財産の売却、有償貸付の推進 ※第1節-36「上記以外の未利用の市有財産の貸付、売却等の推進」の継続 ※第4節-9「未利用の市有財産の貸付、売却等の推進」の継続	第 4 次	新規売却件数:5件 新規貸付件数:2件	・新規売却件数: 2件 ・新規貸付件数: 2件
			第 3 次	新規売却件数:1件 新規貸付件数:2件	・新規売却件数: 2件 ・新規貸付件数: : 0件
2 ICT等を活用した効率的・効果的な行財政運営					
	ICTの活用など、新たな利便性の高い行政サービスの拡充に向け、市民の立場に立って検討を進めます。	1 マイナンバーカードの普及の推進 ※第2節-8「社会保障・税番号制度の導入に伴う電子行政の推進」の継続	第 4 次	マイナンバーカードの普及率(令和4年度末以降):100%	・マイナンバーカードの普及率: 68. 6%
			第 3 次	マイナンバーカードの普及率: 15%	・マイナンバーカード普及率: 21. 3%
	ICT等を活用した業務効率化を進めるとともに、職員の働き方改革・生産性の向上を図ります。	3 情報公開請求、入札等のオンライン手続の推進 ※第2節-9「手続等のオンライン化の推進」の継続	第 4 次	オンライン手続の割合:45%	・オンライン手続の割合: 51. 0% 公文書開示請求、入札、地方税電子申告など
			第 3 次	オンライン手続の割合:40%	・オンライン手続の割合: 48. 1% 公文書開示請求、入札、地方税電子申告など
		4 公共施設予約システムの利用推進 ※第2節-10「施設予約システムの利用促進」の継続	第 4 次	施設予約におけるオンライン手続の割合:40%	・公共施設予約のオンライン化率: 26. 8%
			第 3 次	施設予約におけるオンライン手続の割合:40%	・公共施設予約のオンライン化率: 21. 9%
		5 図書館蔵書予約システムの利用推進 ※第2節-11「図書館蔵書検索・予約システムの利用促進」の継続	第 4 次	図書館予約におけるオンライン手続の割合:60%	・図書館蔵書予約システムにおけるオンライン手続の割合: 61. 8%
			第 3 次	図書館予約におけるオンライン手続の割合:40%	・図書館蔵書予約システムにおけるオンライン手続の割合: 56. 0%（R元: 46. 8%）
		7 指定管理者制度の円滑な運用 ※第3節-42「指定管理者制度の効果的な運用」の継続 ※第3節-46「指定管理施設に係るモニタリングの実施」の継続	第 4 次	新規指定管理施設:10施設以上 指定管理者選定等審査会で審査した年次モニタリング結果の公表の継続	・新規指定管理施設:累計0件 新規: 0件 指定管理者制度導入施設:48施設
			第 3 次	新規指定管理施設:累計24施設 指定管理者選定等審査会で審査した年次モニタリング結果の公表の継続	・新規指定管理施設: 累計3件 新規: 0件 指定管理者制度導入施設: 47施設
		8 事務手続のオンライン化による業務効率化 ※第3節-26「電子化による事務の効率化の推進」の継続	第 4 次	総務省が利用促進対象としている手続におけるオンライン化済みの手続数:15手続	・総務省が利用促進対象としている手続におけるオンライン化済みの手続数:6手続
			第 3 次	総務省が利用促進対象としている手続きにおけるオンライン化済みの手続数:7手続	・総務省が利用促進対象としている手続におけるオンライン化済みの手続数: 6手続
		12 ワーク・ライフ・バランスの推進 ※第3節-3「人員配置と事務配分の最適化」の継続 ※第3節-4「時間外勤務縮減の取組の推進」の継続	第 4 次	長時間労働者の割合(病院勤務者を除く年間360時間以上の時間外勤務):6. 9%	・長時間労働者の割合:16. 6% ・長時間労働者数:93人 ・年平均時間外勤務時間数: 192時間/人 ※病院職員、選挙及び災害対応を除く
			第 3 次	長時間労働者数(病院勤務者を除く年間360時間以上の時間外勤務):年40人	・長時間労働者数の割合: 16. 0% ・長時間労働者数: 97人 ・年平均時間外勤務時間数: 189時間/人 ※病院職員、選挙及び災害対応を除く

分類	第4次行革の取組項目			取組 期間	目 標	取組状況及び実績 〔基準日：【第3次】令和3年3月31日　【第4次】令和5年3月31日〕 ただし、基準日が年度末でないものは、個別に記載
	施策の主な内容	取組項目　（※ 第3次行財政改革推進計画での取組項目）				
	ＩＣＴ等を活用した業務効率化を進めるとともに、職員の働き方改革・生産性の向上を図ります。	13	アウトソーシングの推進による業務量の削減	第 4 次	アウトソーシング推進に関する指針に基づき実施	・ 直営から新たに外部委託・民営化した業務の件数:1件
			※第3節-5「アウトソーシングの推進による業務量の削減」の継続 ※第3節-40「専門定型業務の民間委託の推進」の継続	第 3 次	アウトソーシング推進に関する指針に基づき実施	・ 直営から新たに外部委託・民営化した業務の件数:0件
		14	学校・こども園・保育所給食業務の民間委託の推進 ※第3節-43「学校・保育所給食業務の民間委託の推進」の継続	第 4 次	委託学校数:15/16校 委託こども園・保育所数:6/8施設	・ 委託学校数:16/18校 ・ 委託施設数：6/10施設 ※委託先:京丹後市総合サービス株式会社
				第 3 次	委託学校数:14/18校 委託保育所数:5/9保育所	・ 委託学校数:16/18校 ・ 委託施設数：5/10施設 ※委託先:京丹後市総合サービス株式会社
		15	保育所の民営化の推進 ※第3節-44「保育所の民営化の推進」の継続	第 4 次	公設民営化保育所数:2保育所 民設民営化保育所数:5保育所	・ 公設民営化保育所数：1保育所 ・ 民設民営化保育所数：3保育所
				第 3 次	公設民営化保育所数:3保育所 (H26:0保育所) 民設民営化保育所数:4保育所	・ 公設民営化保育所数：1保育所 ・ 民設民営化保育所数：3保育所
	各種研修や職員提案等の推進に取り組み、職員の能力や意欲、公務品質の向上、コンプライアンス（法令や社会規範、公務員倫理の遵守）の徹底を図ります。	16	各種研修の計画的な実施による研修機会の拡大と内容の充実 ※第1節-19「職員の協働に関する研修への参加」の継続 ※第2節-19「各種研修の計画的・系統的な実施による研修機会の拡大と内容の充実」の継続 ※第2節-20「内部講師の育成と内部講師を活用した研修機会の拡大と内容の充実」の継続 ※第2節-23「研修参加意欲を高める取組の推進」の継続 ※第2節-28「部下の意欲を高めることができる管理監督者の育成」の継続 ※第2節-31「職員の意識改革に係る研修の実施」の継続 ※第3節-16「行政経営能力や部下支援能力の向上等の研修による管理監督者の意識改革」の継続	第 4 次	研修受研回数:年1回/人 研修情報の周知:適宜実施	・ 年間平均研修受研回数:1.3回/人 研修受研者数:延べ1,382人 【受研者数内訳】 ・ 単独研修:延べ1,069人 ・ 派遣研修:延べ313人
				第 3 次	研修受研回数:年1回/人 研修情報の周知 職員研修資料提供コーナーの掲載	・ 年間平均研修受研回数：0.6回/人 研修受研者数:延べ608人 【受研者数内訳】 ・ 単独研修:延べ412人 ・ 派遣研修:延べ196人
		18	公務品質の向上（接遇に関する研修の推進） ※第2節-15「分かりやすい市役所づくり（接遇の向上等）」 ※第2節-32「公務品質の向上」の継続 ※第2節-34「接遇等向上に向けた全庁的な取組の推進」の継続 ※第2節-37「接遇に関する研修の推進」の継続	第 4 次	接遇に関する研修の実施:年4回 ※集合研修及び派遣研修の新採研修時等に実施	・ 接遇に関する研修の実施:3回、延べ62人
				第 3 次	接遇に関する研修の実施:年2回 市職員の接遇研修：年2回	・ 接遇に関する研修の実施：4回、延べ100人
		19	育成担当職員制度による人材を育てる職場環境の推進 ※第2節-21「職場内研修の充実」の継続 ※第2節-22「新人職員の育成体制の充実による新規採用職員育成の推進」の継続 ※第3節-17「人材を育てる職場環境と雰囲気づくりの推進（人材育成推進委員会の機能強化、人材育成担当者の設置等）」の継続	第 4 次	育成担当者会議:年2回 育成担当者の手引きの更新	・ 育成担当者研修会（OJT研修）開催回数:1回 新規採用職員等育成マニュアル（H27年4月策定、R3年4月改定）を配付・活用
				第 3 次	育成担当者会議:年2回 実施回数:年2回/職場 育成担当者の手引き作成	・ 育成担当者研修会開催回数：0回 育成担当者の手引き（H27年4月作成）を配付・活用
		22	職員提案制度の見直しによる職員提案の活性化 ※第2節-30「職員提案制度の活性化」の継続 ※第3節-27「職員提案を活用した事務の効率化の推進」の継続	第 4 次	職員提案件数:累計30件	・ 職員提案件数:939件 業務改善・働き方改革プロジェクトチームを4月1日に設立。職員からの提案について、プロジェクトチームで計6回の検討を重ね、「業務改善・働き方改革」の取組方針を令和5年3月30日に策定。
				第 3 次	職員提案件数:累計30件 事務の効率化に関する提案実施件数:累計6件	・ 職員提案件数：0件 ※4月に職員に提案募集を実施
		23	コンプライアンスに関する意識徹底 ※第2節-41「コンプライアンスに関する研修の実施による意識徹底」の継続 ※第2節-42「文書通知による意識徹底」の継続	第 4 次	研修実施回数:年5回 綱紀粛正の確保等に関する文書通知:年2回 懲戒処分事案数:0件	・ コンプライアンス研修の実施:5回、延べ440人 ・ 綱紀粛清の確保等に関する文書通知:2回 ・ 懲戒処分事案数:1件
				第 3 次	研修実施回数:年1回 懲戒処分事案数:0件	・ コンプライアンス研修の実施：4回、延べ113人 ・ 綱紀粛清の確保等に関する文書通知：2回 ・ 懲戒処分事案数:1件

分類	第4次行革の取組項目		取組期間	目 標	取組状況及び実績 〔基準日：【第3次】令和3年3月31日 【第4次】令和5年3月31日〕 ただし、基準日が年度末でないものは、個別に記載
	施策の主な内容	取組項目（※ 第3次行財政改革推進計画での取組項目）			
	人事評価を活用して職員の人材育成を図ります。	24 人事評価結果に基づく人材育成指導の推進 ※第2節-25「人事評価結果に基づく人材育成指導の推進」の継続 ※第3節-15「人事評価制度による職員の改革・改善意識の向上と職場内のコミュニケーションの活性化」の継続	第4次	個別面談の実施：年3回	個別面談の実施：3回 ※人事評価の中間、期末、開示時の面談を実施
			第3次	個別面談の実施：年3回	個別面談の実施：3回 ※人事評価の期首、中間、期末面談を実施
	職員数の適正な定員管理に努めます。	26 定員管理計画の推進 ※第3節-18「定員管理計画の推進」の継続 ※第3節-19「早期退職制度の継続実施による定員管理」の継続	第4次	正職員数：695人（令和6年4月1日）	令和5年4月1日現在正職員数 目標値：700人 実績値：682人
			第3次	正職員数：706人（令和2年4月1日）	令和3年4月1日現在正職員数 目標値：703人 実績値：697人
	ふるさと創生職員、地域おこし協力隊員など多彩な任用・勤務形態等により、効率的・効果的な組織や人員体制の構築・運営を図ります。	29 ふるさと創生職員、地域おこし協力隊員など多彩な任用・勤務形態による効率的・効果的な組織運営 ※第3節-12「任用方法の工夫（再任用職員、臨時・非常勤職員、任期付職員、派遣職員の活用）による組織機能の維持向上と効率化」の継続	第4次	ふるさと創生職員、地域おこし協力隊員等の能力を活かすための働き方及び環境の整備を推進し、行政課題・地域課題・需要を踏まえた採用を実施	令和5年4月1日現在正職員数：682人（R4年4月1日現在：696人） 再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員として、それぞれ任用している（再任用職員数：14人、任期付職員数：5人、任期付短時間職員数：13人、臨時的任用職員数：5人） 【地域おこし協力隊員】 地域おこし協力隊員数：12人（R4.3.31現在） 地域活動の支援や活性化を図るため、会計年度任用型、委託型と活動に合った2種類の形態で任用。R4年度は委託型として新規で2人任用。
			第3次	正職員数：706人（令和2年4月1日）	令和3年4月1日現在正職員数：697人（R2年4月1日現在：698人） 再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員、臨時的任用職員として、それぞれ任用している（再任用職員：21人、任期付職員：3人、任期付短時間職員：5人、臨時的任用職員：6人）。 【地域おこし協力隊員】 地域おこし協力隊員数：9人（R3.3.31現在）
	市民に必要な行政サービスの維持・向上のため、施策の選択と行政資源の集中の観点から事務事業の最適化及び京丹後市総合サービス株式会社など関係団体等と連携した取組を進めます。	32 総合計画目標値及びまち・ひと・しごと創生総合戦略に定める各種重要業績評価指標を施策ごとに検証することで、事務事業の最適化を推進 ※第3節-6「事務事業の見直しと業務改善による業務量の削減」の継続 ※第3節-25「京丹後市総合計画目標値及び京丹後市まち・ひと・しごと創生総合戦略に定める各種重要業績評価指標を施策ごとに検証することで、事務事業の見直しの推進」の継続	第4次	総合計画審議会及び総合戦略推進委員会による評価：各年1回	総合計画審議会の開催：3月 ※京丹後市総合計画審議会において、総合計画及び総合戦略の進捗評価を行った。
			第3次	事務事業のスクラップ件数：累計60件 総合計画審議会及び総合戦略推進委員による評価各年1回	総合計画審議会の開催：8月～11月（計4回） ※令和2年度は、総合戦略推進委員会の機能を総合計画審議会に統合し、同審議会において、総合計画及び総合戦略の進捗評価を行うとともに、両計画の見直しを実施した。
		33 補助金等に関する基本方針の推進 ※第3節-29「補助金等に関する基本方針に基づく補助金の見直し」の継続	第4次	事務事業等見直し委員会の開催：年1回 基本方針に基づく例規制定件数：100%	事務事業等見直し委員会の開催：1回 補助金等に関する基本方針に基づく例規制定件数：81.9%
			第3次	見直し完了補助金数：163補助金	事務事業等見直し委員会の開催：1回 補助金等に関する基本方針に基づく例規制定件数：82.6%
	予算や財政状況等を市民に分かりやすく積極的に公開することで、行財政運営の透明化を図り、市民に開かれた市政を推進します。	40 交際費を分かりやすく公開 ※第2節-44「市長交際費をタイムリーに分かりやすく公開」の継続	第4次	公開時期：毎月1回	・市長交際費の使途をホームページで公開：毎月1回
			第3次	公開時期：毎月1回	・市長交際費の使途をホームページで公開：毎月1回
		41 審議会の公開事務の徹底（会議開催・結果情報の周知） ※第2節-45「審議会の公開事務の徹底（会議開催・結果情報の周知、会議録の統一）」の継続	第4次	会議開催告知時期：会議開催の7日前までの徹底 会議録公開時期：会議開催の1月後の徹底	会議開催の1週間前告知については概ね実施できたが、会議開催1月後の議事録公開について一部徹底できなかった。 ※会議件数（非公開・書面開催を除く）：46件
			第3次	会議開催告知時期：会議開催の1週間前の徹底 会議録公開時期：会議開催の1月後の徹底 会議録様式及び留意事項を職員に明示	会議開催の1週間前告知については概ね実施できたが、会議開催1月後の議事録公開について一部徹底できなかった。 ※会議件数（非公開除く）：49件

分類	第4次行革の取組項目		取組期間	目 標	取組状況及び実績 〔 基準日：【第3次】令和3年3月31日 【第4次】令和5年3月31日 〕 ただし、基準日が年度末でないものは、個別に記載
	施策の主な内容	取組項目 （※ 第3次行財政改革推進計画での取組項目）			
3 公共施設等の効率的・効果的な管理					
	施設の総量抑制と複合化・多機能化等の推進により保有量の最適化を図るとともに、施設の計画的な長寿命化、ライフサイクルコスト（※）の縮減や更新費用の平準化を図ります。 （※）ライフサイクルコスト… 建設費、維持補修費、管理運営費、解体撤去費等の施設の存続期間に発生する総費用のこと。	1 公共施設等総合管理計画個別施設計画編に基づく施設の譲渡・除却及び計画的な施設管理 ※第3節-30「公共施設等総合管理計画に基づく施設の見直し」の継続 ※第3節-31「公共施設の見直し方針に基づく施設の見直し」の継続 ※第1節-34「公共施設の見直し方針に基づく公民館の地域への移譲」の継続 ※第1節-35「公共施設の見直し方針に基づく生涯学習施設の地域への移譲」の継続 ※第3節-37「公共施設等総合管理計画による計画的施設管理」の継続	第 4 次	管理施設数:465施設 譲渡:24施設 除却:20施設	・管理施設数:505施設 譲渡:1施設 除却:1施設 ※R4:新築2施設
			第 3 次	見直しが完了した施設数:172施設 (H27.4月見込み:14施設)	・管理施設数:505施設 譲渡:2施設 除却:1施設
		2 保育所再編等推進計画の推進 ※第3節-32「保育所再編等推進計画の推進」の継続	第 4 次	再編後市立保育所等数 認定こども園:6園 保育所:2保育所	市立保育所等数 認定こども園:6園 保育所:5保育所
			第 3 次	再編後市立保育所等数 認定こども園:6園 保育所:5保育所	市立保育所等数 認定こども園:6園 保育所:5保育所
		3 第2次学校再配置基本計画の推進 ※第3節-33「学校再配置基本計画の推進」の継続	第 4 次	適正規模に応じた学校再配置の実施 小学校:17校・中学校:6校	・小学校:17校 ・中学校:6校 「京丹後市学校適正配置基本計画」について、対象校区の保護者・地域住民に対して丁寧な説明・意見交換を重ね、理解を深める取組みを行った。
			第 3 次	再配置後学校数 小学校:17校・中学校:6校	・小学校:17校 ・中学校:6校 計画期間を延長・継続することとして、保護者、地域への説明と意見交換・聞き取りを実施した。
	学校再配置基本計画等の個別計画の取組に伴って未利用となった施設は有効活用を検討するほか、老朽化した施設、長期にわたって有効活用が見込めない施設等は、除却を検討するなど、安全・安心な施設管理に努めます。	5 学校再配置や保育所等の再編等により生じた空きスペースや空き施設の有効活用 ※第1節-32・第3節-38「庁舎等の空きスペースや空き施設の有効活用」の継続 ※第3節-39「学校再配置や保育所・幼稚園の再編により生じた空きスペースや空き施設の有効活用」の継続	第 4 次	活用している施設の割合 小学校跡:100% 中学校跡:100% 保育所跡:100% 幼稚園跡:100%	①小中学校（教育総務課） 小学校跡76.9% 中学校跡:100% ※橘小学校体育館・グラウンドの貸付を実施 ※未利用施設については、市役所内での活用を検討するとともに、地域へ活用の有無を確認 ②幼稚園保育所（子ども未来課） 幼稚園保育所跡:100%
			第 3 次	活用している施設の割合 小学校跡:100% 中学校跡:100% 保育所跡:100% 幼稚園跡:100% 自治会や市民活動団体による新規活用件数:累計6件	①小中学校（教育総務課） ・小学校跡:71.4% ・中学校跡:100% ・旧豊栄小学校を丹後地域公民館の代替施設及び豊栄連合区貸与 ・旧丹波小学校を放課後児童クラブへ転用 ・未利用施設については、市役所内での活用を検討するとともに、地域へ活用の有無を確認 ②幼稚園保育所（子ども未来課） ・幼稚園保育所跡:90.0%

分類	第4次行革の取組項目		取組期間	目 標	取組状況及び実績 〔 基準日：【第3次】令和3年3月31日 【第4次】令和5年3月31日〕 ただし、基準日が年度末でないものは、個別に記載
	施策の主な内容	取組項目 （※ 第3次行財政改革推進計画での取組項目）			
4	地方公営企業会計・特別会計の持続可能な会計運営				
	地方公営企業会計の経営健全化に努め、持続可能な企業運営をめざします。 特別会計の効率的かつ安定的な事業運営に努め、持続可能な会計運営をめざします。	1 地方公営企業会計・特別会計への一般会計繰出金等の適正化 ※第4節-19「企業会計等への繰出金の適正化」の継続	第 4 次	一般会計繰出金等（出資金を含む）：54.2億円	一般会計繰出金等（出資金を含む）：51.5億円 【特別会計】 約18.7億円 ①国民健康保険事業：4.4億円 ②国民健康保険直営診療所事業：1.1億円 ③後期高齢者医療事業：2.6億円 ④介護保険事業：10.2億円 ⑤介護サービス事業：0.4億円 【企業会計】 約32.8億円 ⑥水道事業：6.0億円 ⑦下水道事業：14.0億円 ⑧病院事業：12.8億円
			第 3 次	一般会計繰出金額：55億円	一般会計繰出金等（出資金を含む）：48.9億円 【特別会計】 約18.4億円 ①国民健康保険事業：4.5億円 ②国民健康保険直営診療所事業1.0億円 ③後期高齢者医療事業：2.6億円 ④介護保険事業：9.9億円 ⑤介護サービス事業：0.4億円 【企業会計＞】 約30.5億円 ⑦水道事業：5.0億円 ⑧病院事業：12.8億円 ⑨下水道事業：12.7億円